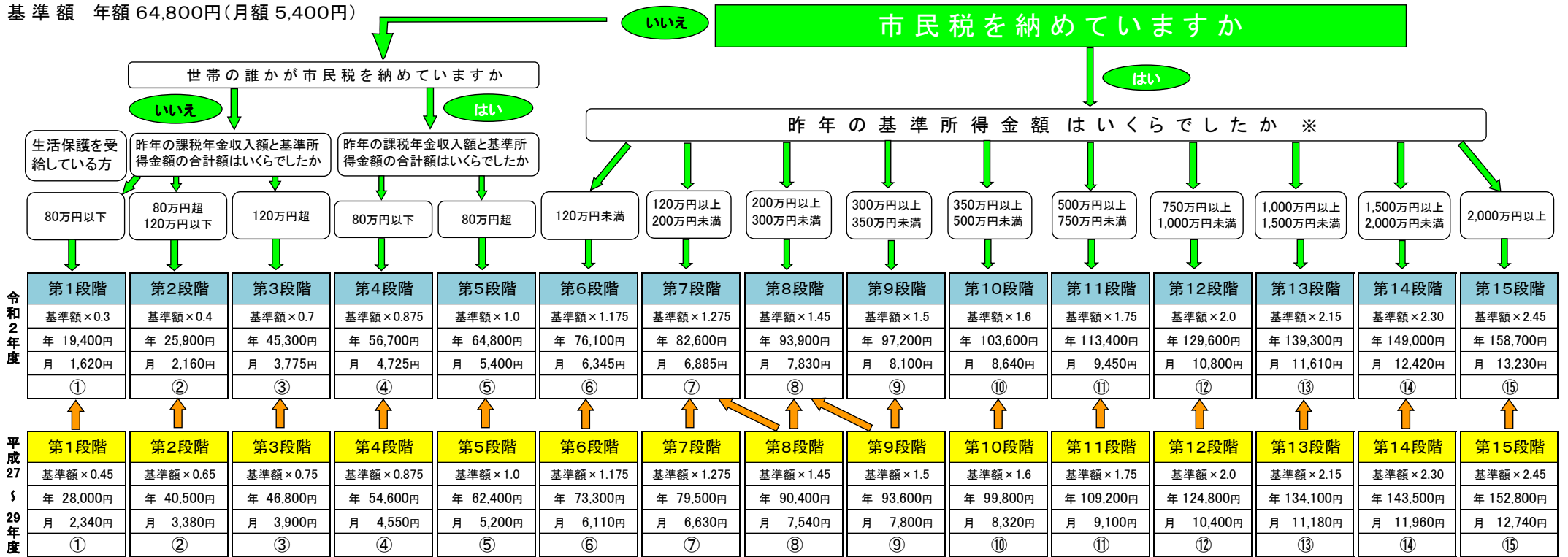


基準額 年額 64,800円(月額 5,400円)



- ① ・生活保護受給者・高齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方
・世帯全員が市民税非課税の方で「課税年金収入額+基準所得金額（※）」が80万円以下の方
- ② 世帯全員が市民税非課税の方で「課税年金収入額+基準所得金額（※）」が80万円超120万円以下の方
- ③ 世帯全員が市民税非課税の方で「課税年金収入額+基準所得金額（※）」が120万円超の方
- ④ 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で「課税年金収入額+基準所得金額（※）」が80万円以下の方
- ⑤ 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、第4段階以外の方
- ⑥ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が120万円未満の方
- ⑦ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が120万円以上200万円未満の方
- ⑧ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が200万円以上300万円未満の方
- ⑨ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が300万円以上350万円未満の方
- ⑩ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が350万円以上500万円未満の方
- ⑪ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が500万円以上750万円未満の方
- ⑫ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が750万円以上1,000万円未満の方
- ⑬ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が1,000万円以上1,500万円未満の方
- ⑭ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が1,500万円以上2,000万円未満の方
- ⑮ 本人が市民税課税で、基準所得金額（※）が2,000万円以上の方

※ 基準所得金額とは
基準所得金額とは、年金や給与等の総所得と上場株式等に係る配当所得の金額、株式等の譲渡所得等（繰越控除前）の合計額から、土地・建物等の特別控除額を差し引いた金額です（ただし、扶養や医療費控除等の控除前の金額）。また、第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得は差し引かれた金額となります。